

近代天皇制国家論についての覚書 (1)

小 松 和 生

目 次

I 序論 ——研究の視角——

〔1〕 天皇制論展開の前提

〔2〕 最近の天皇制論の概括

- (1) 国家形態と国家の階級性格
- (2) 天皇の二つの作用をめぐって

〔3〕 天皇制論への一つの展望

- (1) 人民闘争史との関連
- (2) 国家形態論レベルと国家類型論レベル——狭義の国家と広義の国家——
- (3) 統一戦線論の視角

I 序論 ——研究の視角——

〔1〕 天皇制論展開の前提

戦前天皇制論争の欠陥の一つとなったものは、凶暴な天皇制の下で、全面的な国家についての究明や論議が不可能となり、このため「労農派」だけでなく、「講座派」自体も次第に経済主義の立場にかたよってしまったことにあったが、そのような中でもとにかく天皇制に関して問題になったことは、天皇制権力の質的变化について、つまり天皇制の封建的性質や地主・ブルジョアの基礎が変化したのか、変化しなかったのか、変化があるとすればどのように変化したのか等であった。つまり、そこでの最大の欠陥は「天皇制の変革の基準を、直接にその社会経済的基礎の変革の完成いかに求めようとする経済主義理論であった」と言える。⁽¹⁾この点については山崎隆三（以下、すべて敬称略）も、『『労農派』の決定的な誤りは、この国家機構の統治形態の独自性を無視

し、ブルジョア共和制も、立憲君主制も、天皇制も、あるいはファシズムも、その区別をみないで一般的にその階級的性質のみ着目してブルジョア国家とみなしたところにある」とし、また野呂および「講座派」に対しても「特に猪俣との論争のなかで天皇制を絶対主義と規定し、その階級的物質的基礎を半封建的地主的土地所有にみるという野呂の見解が、『講座派』に影響していることはたしかであろう」として、そのことが『「労農派」の経済主義とちょうど裏返しの『経済主義』に陥っていった」ことになるとした⁽²⁾。そしてその解決方法として絶対主義国家が資本主義の発達にともなって、ブルジョア君主制に移行することから考えられることは、「国家機構・統治形態の上で多少の変化をとまなうとしても、とにかく封建的土地所有の上部構造としての絶対主義国家機構とその下部構造とが相対的に独自性をもっていること、両者が乖離しうること

を前提としなくては成り立ちえない」という点を提唱したのであった⁽³⁾。

こうした天皇制機構の相対的独自性、その専制的絶対主義的性格、国家の階級的性格および経済主義的規定の批判等については、「32年テーゼ」の基礎となったクーシネン報告「日本帝国主義と日本革命の特質」でもすでに次のようにふれられている。すなわち、「天皇制にとって特徴的な点は何か？ 何よりもまずこれは機構である。絶対主義的国家機構である。絶対主義国家機構は現存する搾取者階級の独裁の強力な骨組である。それはこれらの階級に依存しており、それはこれらの階級の利益を代表し、それはブルジョアジーおよび地主の上層部分との緊密なブロックの中にあるのだ。とはいえ同時にそれはそれ自身独自の比較的大きな役割とそしてただ表面的な、似而非議会議会的形態によって陰蔽されたその絶対主義的性質を発展せしめている」とし、また「この機構の最も強力な構成部分は、その支柱は全く独自の役割を演じているところの軍部である。レーニンは絶対主義および天皇制を軽視することを召還主義者の誤謬と呼んだ。レーニンは、彼等が天皇制および絶対主義の意義を『所有階級の直接的支配』に帰せしめたことを彼等の誤謬であると考えた」（傍点一筆者）と。

以上のような問題提起を継承して中村政則も、「国家の歴史的な階級の本質を示す〈国家類型〉論レベルでは資本制国家範疇に属していても、〈国家形態〉論レベルでは絶対主義の本質を維持していることは、十分あり得ることであって、戦前日本の天皇制権力は、まさにそのように〈国家類型〉と〈国家形態〉とのあいだに埋めがたいズレをもつ権力として存在していた」と述べ、国家形態（山崎の場合、統治形態）と国家類型（山崎の場合、国家の階級の本質）の区別とそのズレ（乖離）の存在を明らかにしている⁽⁶⁾。

そこで、こうした天皇制論にかかわる国家論の基礎的カテゴリーについて田口富久治によりながら以下若干整理しておこう。まず国家形態については、『国家形態』＝『政治形態』＝『政体』を、『国家の型』＝『国体』から区別し、『国家形態』を国家の歴史的な階級の本質を示す『国家の型』に包摂されるより具体的な国家諸機関の国家機構への編成の仕方、国家諸制度の一つの国家システムへの組織化の態様、簡単には国家組織＝機構＝制度の形態として規定している。さらに統治形態については、『国家形態』の下位概念として、国家機構、国家制度における一般にもっとも重要な規制的制度・機関としての『政府』（government, Regierung）、つまり国家権力の頂点機関ないし政治的執行部、『国家権力の政治的頭部』の編成・執行の形態として規定⁽⁷⁾する。また国家類型については、国家の型（type）として、これを「国家の歴史的な階級の本質を示す概念として一般に使用されており、たとえば、古代奴隷制国家、中世封建国家、近代資本制国家、社会主義国家が、国家の主要な歴史的類型」としており、こうした国家、とくに近代国家においては、「階級の力関係のいかんにかかわらず、被支配階級にたいしてはもちろんのこと、支配階級にたいしてすら一定の相対的独自性をもつということは、むしろその基本的特徴の一つ」であると述べている⁽⁸⁾。これらの概念については、すでにみたように山崎は「統治形態」と「国家の階級の性格」とを使用しており、中村は「国家形態」と「国家類型」とを使用しているが、この場合、国家形態の下位概念である「統治形態」を使用するよりも「国家形態」を使用した方がよいと思われる

し、一方、類型的には天皇制国家は資本制国家に間違いないのだから、その階級の本質、たとえばブルジョア・地主権力、軍事的半封建的帝国主義権力等の支配内容を示す「国家の階級性格」を使用した方がよいのではないかと思われる。⁽⁹⁾これについてはさらに今後検討を要する問題としておき、以下の行文では多くの論者が使用している「国家形態」と「国家類型」の概念をも併せて使用することによって進めたい。

〔2〕 最近の天皇制論の概括

(1) 国家形態と国家の階級性格

以上みてきた天皇制論をめぐる問題の所在（経済主義的規定の欠陥、天皇制機構の相対的独自性、国家形態と国家類型の区別等）と国家論の基礎的カテゴリー、国家形態と国家の階級性格（国家類型）等にそくして、最近の天皇制論について、以下若干検討し、そこから抽出される問題が結局は国家類型の問題であることを明らかにしたい。また天皇制国家論にとって決定的に重要であると思われる国家形態の問題については、次の(2)の項において若干検討を加えることにしたい。

ここでの検討・概括の対象は、山崎隆三、中村政則、芝原拓自、守屋典郎、遠山茂樹、藤原彰、藤井松一、鈴木正幸、犬丸義一、後藤靖、星埜惇の11名に限定される。問題の内容は、① ①国家の階級性格の変化が国家形態を規定する（変化する）とする立場、②国家の階級性格の変化が国家形態（絶対主義的専制的天皇制）に変化を生じさせなくて、ズレ（乖離）を認める立場（相対的独自性を保持したとする立場）、② 天皇制の国家形態について、確立以降から 8.15 まで ①絶対主義的専制的機構が原則として変ることなく保持されたとする立場、②そこには一定の変化が認められるとする立場、③ 国家の階級性格（国家類型）について、①日本資本主義国家の封建的性質を認める立場（型制の問題を導入する立場）、②封建的性格を払拭して近代的なブルジョア国家類型に純化したとする立場、等にある。

以下の論考をすすめる上で、上記の問題にかかわる点について、まず11名の

論者の見解をみておこう。山崎隆三…「結論として、わたくしは、天皇制は絶対主義的・専制的国家機構をもつブルジョア国家（またはブルジョア地主国家）と規定してよいのではないかと考える」。中村政則…「近代天皇制国家は、軍事的半封建的資本主義国家類型をとっているが故に、その内に深刻な独自の内部矛盾をかかえこまざるを得なかった。絶対主義的天皇制はこの内部矛盾を『解決』せんがために、たえず戦争（軍事的形態をとった対外的国家意思発動）という武力的手段に訴えざるをえず…」。芝原拓自…「絶対主義的国家機構＝国家形態をもった資本主義・帝国主義の本質を有する国家権力」。守屋典郎…「天皇制の絶対主義は半封建的権力としてだけでなく、近代的な帝国主義権力としてもあらわれていた(中略)軍事的封建的帝国主義の意味は(中略)軍事的性格が先行し、半封建的な体制が帝国主義の物質的基礎をなして絶対主義が最新の帝国主義権力としてあらわれていること(中略)そのことは日本の場合でも同じであった」。遠山茂樹…「氏(中村)が『明治三、四十年代の国家を、絶対主義権力と見ることはできないと考えます。かといって、逆にヨーロッパの意味での近代的なブルジョア国家といえば、あまりに絶対主義的要素が濃厚だといわざるを得ないと思います』『私はこれを後進国的な構成を持ったところの、早熟的な帝国主義権力だと思うのです。それを一言のもとにいうならば軍事的・半封建的天皇制と規定することができる』(『シンポジウム日本歴史・地主制』)。規定の表現はともかく、そのいわんとするところに、私は同意見である」。藤原彰…「ブルジョア国家への移行にもかかわらず、機構のうえでは絶対君主制をそのまま持続」。鈴木正幸…「エセボナパルティズム国家形態をもつブルジョア・地主連合独裁」。犬丸義一…「絶対主義的国家機構上の変革が実現されない以上、ブルジョア君主制への転化の実現を語ることはできない」。後藤靖…「原内閣以後の統治機構は、もはや絶対主義そのものではなく、また産業資本主義段階のボナパルチズムでもなく、むしろブルジョアの帝国主義的統治機構へふみいったものとみななければならない」。藤井松一…「近代天皇制は『上からのブルジョア革命』によってその性質転換を遂げていった」。星埜惇…

「《官僚制（軍部）→政府→議会》への移行，いわば，大正期における一応の《議会→政府→官僚制》の延長線上での《官僚制→政府→議会》をになうものと理解すべきであろう。そのかぎり，それは国家権力の一翼をになうブルジョアジーの，その国家機構をはたす国家機関たりえたのである。」⁽⁶⁾

さて，上記の問題設定 ① 国家の階級的性格(国家類型)と国家形態の関係で，①の立場は，藤井，鈴木，犬丸，後藤，星埜となり，②の立場は，山崎，中村，芝原，守屋，藤原，遠山ということになる。次の② 天皇制国家形態の絶対主義的専制的性格について，①の立場は，山崎，中村，芝原，守屋，犬丸，藤原，遠山となり，②の立場は，藤井，鈴木，後藤，星埜ということになろう。さらに③ 国家類型，国家の階級の本質について①の立場に入るのは，中村，守屋，遠山，犬丸であり，②に入るのは，山崎，芝原，後藤，藤原，星埜，鈴木，藤井である。

こうみてくると，④「クーシネン報告」や「講座派」に近い中村，守屋，遠山らのグループ，⑤どちらかと言えば旧「労農派」に近い見解の，後藤，星埜，鈴木，藤井らのグループ，⑥さらには，折衷主義では決してないが，その中間に位置する山崎，藤原，芝原らのグループ，および⑦犬丸の見解，等に整理できる。このうち，⑧のグループおよび犬丸の見解は，すでにみたように経済主義的国家形態規定の領域にあり，したがって，近代天皇制国家をめぐる歴史認識を深めるにあたっては，結局，④のグループと⑥のグループの見解が問題になってくるであろう。つまり，理論的にすっきりするのは，経済主義的国家論を脱却して国家形態と国家の階級的性格の乖離・ズレを認め，国家形態＝絶対主義と規定した上で，国家の本質をブルジョア国家への純化，近代的帝国主義権力とみるか，それとも封建的性格・残滓を包含した軍事的半封建的帝国主義権力とみるか，のいずれかになる。したがって近代天皇制国家を解く鍵の一つは，このように「国家の階級的性格」を明確化させることにあり，したがって，一つには一層の実証研究の深化と正しい研究方法・視角の確定が問題とようになってくるように思われるのである。

ただ，ここで一つ言えることは，天皇制機構が相対的独自性を持ち，絶対主

義的専制的性格が原則として8.15まで不変であると認める以上、資本主義の高度な発展にもかかわらず、長期にわたって存続しえた天皇制の歴史的根拠、物質的社会的さらにはイデオロギー的基礎を追求することは、経済主義=土台直結主義とは言えないのであって、その意味でも戦前の論争は経済分析に主力がかかっていたが、今後の研究を進めるにあたってやはり大きな遺産であったと言える。その点でも、山田盛太郎『日本資本主義分析』をどう評価し継承するか、ということも重要な一つのポイントであろう。

(2) 天皇の二つの作用をめぐって

国家形態=絶対主義として、国家の階級的性格をどのようにみるか、について大きく二つに分れることをみたが、ここでは天皇制の絶対主義的国家形態について、その内容・機能のあり方に焦点をあてた若干の天皇制論について、筆者なりの視点で整理してみたい。

ところで、天皇の二つの作用について最初に問題にしたのは、1945年5月中国共産党第7回大会での野坂参三の演説であった。すなわち、「天皇は二つの作用をもっている。第一は、わが国の封建的専制独裁機構（または天皇制）は、天皇を首長とし、中心として構成され、天皇の手中に、制度上、絶大な政治的独裁権が握られていることである。第二は、『現人神』（あらひとがみ）として、半宗教的役割を人民の間に演じていることである。この二つの作用は、相互に結びついているが、しかし分離することもできる。そしてわれわれは第一の作用に対する態度と第二に対する態度とに区別が必要である⁶⁰⁾」と。この演説は、日本の敗戦を見越して、天皇存廃の問題を戦後、一般人民投票によって決定されるべきであることを一つの提案として提示しようとしたものであったが、このことは天皇の戦争責任の問題とも関連するところがあり、これを直接受けてではないが、最近、この天皇の二つの作用に類似した問題が論点として提起されるに至っている。

その一つは、鈴木正幸や山口正之にみられる見解、すなわち資本主義の高度な発展にともなって、一方では政体の変化、立憲制への移行、他方、天皇と天

皇制は二作用分離して、天皇個人のタテマエ化、名目化ないしは象徴化し、これによって天皇主権＝国体の不変を保持しようとしたとする論点（鈴木と山口の間に内容が全く一致している訳ではないが、二作用分離だけは一致）。他は、守屋典郎、藤原彰、遠山茂樹らの見解で、要するに、半封建的土地所有も天皇制も軍事的半封建的資本主義の不可欠の要素として、天皇と天皇制の二作用不分離で一体のものであるという論点である（藤原は先にみたようにブルジョア国家論）。

鈴木¹⁰³の論旨はこうである。天皇制国家の統治原理については、帝国憲法の二重の性格を問題にし、天皇主権原理について、一方の天皇主権説はタテマエとして、他方の天皇機関説は事実上、主権運用上の原理としてあらわれ、日露戦後、天皇統治の正当性への公然たる否定、あるいはウィークポイントが露呈して、天皇制国家の公的權威性の根柢に「危機」が到来するに及び、その対応策として生れてきたのが国体＝天皇主権の誇示と、天皇とその主権のタテマエ化であるというものであった。¹⁰⁴また山口も、これについて、「天皇の神格化が發展すればするほど、その非人格化が進行し、ますます『象徴』に転化していくであろう。絶対主義機構は、人格的権力としての絶対君主を喪失することになる。絶対主義はファッショ的に『近代化』される」と述べ、二作用分離、天皇の象徴化とみている。¹⁰⁵

これに対して、まず守屋は鈴木を批判して次のように述べている。「鈴木¹⁰⁶のこの主張は、資本主義と天皇制とを対立としてみているだけでなく、資本主義制度＝議会勢力＝国民主権と見て、議会勢力の發展が国民の広範な主権運用原理変更の要求になるとまでしている」が、「この議論において決定的な誤りは、議会主義と国民主権とを同一に見て、天皇制と対立させているところにある」と。また藤原も「杉山メモ」や「木戸幸一日記」等検討、天皇の國務関与について、太平洋戦争の開戦や過程での戦略、および降伏にあたって天皇制官僚のたんなるかいらいでなかったこと、東条の失脚も天皇の信任喪失によること、統帥部の発言も天皇の意向にかたてなかったこと等をあげて、「政治機構として

の天皇制は、天皇の意志ないし発言が絶対のものであるという形式を、名実ともにとっていた」と述べ、「第二次大戦期になると、元老にかわる統合力と指導力をもつものは、天皇制の機構上の分立性のゆえに天皇以外には存在しなくなったのである。この変化はこの間における資本主義の高度化、ブルジョア国家への移行にもかかわらず、機構のうえでは絶対君主制をそのまま持続したという矛盾の産物であった」としている。遠山茂樹の場合は、直接に、野坂演説の中の天皇の二つの作用について論究して、「戦略としては、この二つが相互に結びついているとしてとらえるべきである。(中略)機構も天皇の手中ににぎられているからである。機構と天皇とは不可分である。専制的政治機構=天皇制、『半宗教的役割』=天皇ではなく、両者を、あわせもつものが天皇制である」と述べ鈴木、山口らと反対の立場を表明している。⁽⁹⁾

以上にみられる二つの作用をめぐっての相対立する見解は、相互にからみ合う明白な論争にまでは今のところ至っていないようであるが、しかし国家形態レベルの追求にとっては欠かすことのできない内容であろう。この場合、事実上の問題は別として(筆者は後者の見解に賛成であるが)、方法論的には鈴木が若干なりとも人民闘争史の視点から形態論(=政体)の追求を行なっている点だけは批判的に継承されるべきであろうと思われる。

〔3〕 天皇制論への一つの展望

(1) 人民闘争史との関連

周知の通り、山田盛太郎『日本資本主義分析』における分析の重点課題とも言うべきところは、軍事的機構=キイ産業の「序列に規定させられ、諸々の労働力群における陶冶=集成は、必然的に、孤立的、分散的、局部的のものから統一的、密集的、全局的のものへと展開し、並にプロレタリアートがプロレタリアートとしての基本型列と基本線とにつくものとなる。軍事的半農奴制的な日本資本主義の龐大なる地盤を構成する所の半隷農的耕作農民での基本線は、その下にそれへ統合するものとなる。両基本線の統合での規定的展望は、諸々の労役型の分解とその二層穹窿、二重の基礎原理の壊頽の客観的過程におい

て、その科学的必然の客観性が与えられる」と総括している部分、換言すれば
 労農同盟形成の客観的条件の成熟、天皇制国家変革への展望を与えたところに
 あったものと言える⁽⁸⁾。山田『分析』の客観的分析・経済分析については種々なる
 批判が提起され、今後、その分析手法や対象についても多くの掘り下げ・深
 化が必要であるが、『分析』がたんに客観的経済的分析だけにとどまらず、労
 農同盟形成に視点をすえて変革主体分析にまで高めたその分析視角だけは少く
 とも継承・発展させられなくてはならないところであろう。

ところで、天皇制論との関連でここで想起されるのは、中村政則の次の人民
 闘争についての問題提起である。すなわち、維新から8.15までの人民闘争に対
 して労農同盟論的観点にたつ階級闘争史と統一戦線論的観点にたつ人民闘争史
 との関係をどうみるかについて、次のように述べている点である。「現在マルク
 ス主義歴史学の内部においても、二つの研究潮流が微妙な乖離・対立をつづけ
 ていることが看取されるからである。そのひとつは（半プロ主体の）世直し
 ——激化事件——日比谷焼打事件——米騒動〈労働運動
小作争議〉——労農同盟（三二テ
 ーゼ）につらなる線であり、その二は（中農層以下農民の）世直し——地租改
 正反対運動——自由民権運動——米騒動〈大正デモクラシー運動
労働運動
小作争議〉——統一戦線
 論（ディミトロフ報告——野坂の手紙）につらなる線であって、前者はどちら
 かというところプロレタリアート主導の人民革命の視点をつよく押しだし、後者は
 プチ・ブル主導の民主主義運動ないしプロ主導のブルジョア民主主義革命の視
 点を押しだす傾向をみせているといえよう。この二つの研究系列の対立＝錯綜
 の事実を、果たしてどれだけの人が自覚しているか疑問だが、私はこの点を決
 定的に重視したいと考えている」と。その点、犬丸義一が「国家論の問題は革
 命論の問題」であるとして、とくに「コミンテルン第7回大会以降、人民の民
 主主義革命といった歴史認識がうちだされたことを組みこむことが必要」と
 していることを重視したい⁽⁹⁾。人民の正当な要求、人民闘争のあり方、その正
 しい戦術・戦略にこそ、矛盾にみちた現実の諸関係がまた正しく的確に輝らし
 だされているのであって、国家の総体的把握において、この方面からの分析の

組み込みが必要であろう。

ところで天皇制国家の問題は天皇制国家変革の問題であったが、その変革の最大の対象は「全勤労民が全力を傾注して打倒されなければならない、驚くべき専制機構」そのものであった。「32年テーゼ」も「国内の政治的反動と一切の封建制残滓の主要支柱である天皇制国家機構は、搾取階級の現存の独裁の鞏固な背骨となっている。その粉碎は日本における主要な革命的任務中の第一のもの」と看做されねばならぬ」とした。「驚くべき専制機構」「鞏固な背骨」である絶対主義的天皇制機構＝国家形態は、高度の資本主義の発達にもかかわらず土台直結的に経済主義的に自己推転してブルジョア化されるのではなく、まさに下からの民主主義運動によって変革されなくてはならない対象であった。中村によると、天皇制国家の旧レジューム崩壊の特徴には6つの局面、天皇制軍隊（「戦争機構」）の解体、植民地の喪失、財閥解体、農地改革、新憲法制定、天皇制イデオロギーの機能喪失、等があり、そのうち軍事機構の解体が決定的に重要であった点を、南ベトナム・サイゴン政府の無条件降伏のときに臨時革命政府が何よりも要求したのは、「米国軍の撤退」とサイゴン側の「戦争機構の廃止」の二つであったことと対比して述べているが、この点からも天皇制専制機構の変革は、「主要な革命的任務中の第一のもの」であったことが明らかである。

ただ問題になるのは、国家論の問題はまさに革命論の問題ではあるが、それは国家形態論の問題のみではないということであり、人民闘争史の観点からみて、国家形態のみならず、国家類型の問題をも視野に包摂した運動のあり方が問題になってくるはずである。つまり、統一戦線論につらなる革命論＝国家論の検討が要請されてくるのである。

(2) 国家形態論レベルと国家類型論レベル——狭義の国家論と広義の国家論——

以上の点で参考になるのは、鈴木が次のように述べている点である。すなわち「国家を国家類型と国家形態という二つのカテゴリーにわけて論ずる場合、

ただちに問題となるのは、国家の階級的な性格ないしは本質は、いかなる論理次元の問題であるのかということである。このことは、革命の本質は何であるのかということと表裏一体の関係にある。その場合、革命概念を、広汎な社会革命を含む広義のものとして把握する場合と、国家形態の変更を求める狭義のものとして把握する場合とでは、規定の仕方が異ならざるを得ない。前者は国家類型論レベルに照応し、後者は国家形態論レベルに照応すると考えられる」と。⁽⁸⁸⁾藤田勇も革命とのかかわりあいにおいて国家をとらえることが国家論構築の最大の保証であるとして、その方法的意味について、「(イ)社会の根本的変革——国家そのものの揚棄にいたる——は社会のトータルな体系的認識を、したがってまた、その中での国家現象の総体的認識を要求する。(ロ)革命は、国家権力の中核部分を打撃の対象として明確に誤りなく認識することを要求する。(ハ)革命への接近、国家の死滅への接近のためには、国家の多様な、具体的な現象形態のすべてが最大限にリアルに認識されなければならない」と三点をあげている。ここでも革命における国家の類型論レベルと形態論レベルの問題が明白に示唆されていると言えよう。こうした革命とのかかわりあいにあける国家把握、とくに国家形態レベルに対して、国家類型論レベルの問題について、グラムシが、狭義の「国家」を「市民社会」との対照において「政治社会」とよびながらも、広義の「国家」を「政治社会プラス市民社会、強制という鎧をつけたヘゲモニー」と定義していることも示唆的である。⁽⁸⁹⁾国家はたんなる統治機構（狭義の国家）だけではなく、抑圧的あるいは教育的な機能をもつ“国家の「私的な」横糸”を基軸とした複雑な社会的編成の総体である。⁽⁹⁰⁾

天皇制国家論にこうした視点をとり入れ、グラムシにならって市民社会と政治社会、あるいは狭義の国家とを区別し、対立物の弁証法的統一をめざして天皇制国家と地方自治を論じたのが海野福寿と渡辺隆喜「明治国家と地方自治」であった。そこでは分析視点について、「近代天皇制論を考えていけばあい、国家＝機構論的把握ではおおいつくせない領域があまりにも大きい」として、次のように述べている。「機構論は、まず第一に、アントニオ・グラムシのい

う『狭義の国家』＝国家権力論として把握しなければならないであろう。そして第二に、グラムシにならって『狭義の国家』と『広義の国家』の区別の連関をとりあげてみる必要があるのではなからうか。すなわち国家権力を機構や機能の問題としてではなく、市民社会における諸階級・階層との関係において把えていく視点がそれである」と。こうして天皇制が支配者であるとともに、市民社会のヘゲモニー機能における指導者として再編成されていった過程をのべ、これを民権派の地方自治論と山県を中心とする天皇制の地方自治制の成立とに焦点をあてて論じたのであった。

(3) 統一戦線論の視角

こうみてくると中村の問題提起、労農同盟論につらなる線と統一戦線論につらなる線について、前者は類型論レベル（広義の国家）の視点がやや狭いのに対して、後者ではその幅が広く、豊富な内容を必然的に含んでくると言えるのではないか。つまり統一戦線論につらなる線（中農層以下農民の世直し——地租改正反対運動——自由民権運動——米騒動——大正デモクラシー運動——統一戦線論）に視点・基礎において類型論レベル・広義の国家をみなおしていくこと、言いかえれば現実に提起された広汎な人民の切実な諸要求と闘争課題を通して現実の深刻な生産関係の総体を分析していくことが必要である。

その意味で、ドイツにおけるファシズムの勝利から歴史的教訓をひきだしたコミンテルン第7回大会(1935年)の反ファシズム統一戦線の提起を背景とした野坂「日本の共産主義者への手紙」(1936年2月——モスクワ)は、これら統一戦線論につらなる線と類型論レベルの問題に関連して、方法論的に多くの示唆を与えている。すなわち、そこでは「32年テーゼ」の戦略的正しさを前提としながらも、その戦術について、「われわれは大衆的方法を用いるかわりに、革命の基本的スローガンの抽象的宣伝にあまんずるような宗派主義的誤謬におちいるきらいがあった」と反省を加え、「わが国民をファシズムと戦争の戦慄から救う道は、労働者階級の統一行動と反ファシスト人民戦線を基礎とする偉大な国民運動のみである」とした。そして、その統一戦線論提唱の背景には、多

くの封建的残滓があるとして、「軍事的警察的天皇制があり、寄生的半封建的土地所有制度が存在し、また、封建的遺制は労資関係にさえも残っており、社会生活、家族関係の全面に亘って存続している」とし、さらには「小作人のみならず全農民の利害は、地主の利害と対立し、小経営者の利害は彼等を奴隷化する大企業の利害と対立し、小商人の利害は巨大なデパート所有者の利害と対立し、勤労知識階級の利害は、腐敗官僚や高級官吏の利害と対立する。しかし労働者階級は大資本の奴隷にされているのだ。彼等はすべて無権利と警察の横暴に苦しめられているのに、今やファシスト軍部によって、さらに一層の無権利と虐政とに脅かされんとしている」とした点である。そのためには富農をふくた有産農民、都市小ブルジョアジー、勤労知識階級等の痛切な要求を含めて、大事なことは、「闘争の形態やその要求が出来るだけ過激でなければならぬというのではなくて、広汎な大衆を奮起させ、彼等を統一行動の組織に導きうるような性質のものでなければなら」なかつたのである。

ところで、コミンテルン第7回大会の時期における統一戦線論に関するその内容、理解の相違については、「ディミトロフにおいては、反ファシズム人民戦線はプロレタリア統一戦線を基礎とするものとされ、ファシズム打倒のあとにくるのは社会主義革命である（統一戦線政府はあくまで過渡的戦術）とされていたのにたいして、トリアッチの場合には、統一戦線は労働者だけの統一でなく、反ファシズムのすべての要求を結集し、ブルジョア民主主義的自由を擁護するものであり、ファシズム打倒の政府は社会主義革命と内的連関はもっていても、必ずしも過渡的戦術とだけはみられない、とされていた」と言われるように、野坂の「手紙」は、トリアッチ的路線、つまり広義の国家、ないしは国家類型論レベルの内容を豊かに包含して打出された戦略論でもあったと言える。こうした統一戦線論提起にこそ、広義の国家ないしは国家類型論レベル分析への手がかりが与えられるものと言えよう。

国家形態論と国家類型論においても、その機械的切り離しではなく、その弁証法的統一が必要であり、国家の階級的性質についても近代的帝国主義権力か

軍封帝主義権力かといった問題提起でなく、統一戦線レベルにつらなる線を通じて現実の生産関係から、すなわち、全人民の諸要求と闘争の内容を生起させた背景・基盤、社会的経済的およびイデオロギー的な現実の深刻な諸矛盾、抑圧的あるいは教育的な機能をもつ“国家の「私的な」横糸”を基軸とした複雑な社会的編成の総体から、その性格をみなおしていく必要がある。また、この場合にこそ、たとえば山田『分析』への方法論的批判、捨象論、分解論、市場形成の理論、世界市場論等の提起も有効性を発揮してくるものと思われる。

〔註〕

- (1) 小山弘健編『日本資本主義論争史』下巻29頁。
- (2) 山崎隆三『「講座派」理論の批判的継承のための序説』（『経済学年報』35集50頁）。
- (3) 同上 44頁。
- (4) 同上 51頁。さらに山崎は、統治形態は絶対主義的専制的で不変であるが国家の階級的性格、天皇制国家は「生れながらのブルジョアの性格」、「終始ブルジョア的」であったと述べている（『「上からのブルジョア革命」論について』／『経済学雑誌』73巻5・6号36頁および37頁）。
- (5) 『コミンテルン 日本にかんするテーゼ集』（石堂・山辺訳 114頁）。以下『テーゼ集』と略す。
- (6) 中村政則「序説 近代天皇制国家論」（『大系日本国家史 4 近代Ⅰ』32～33頁。）
- (7) 田口富久治「政治学の基礎概念」（『政治の科学』51頁。）
- (8) 同上 44～46頁。
- (9) 国家形態、国家類型、および天皇制機構の独自の形態、経済主義批判等については、神山茂夫（前掲『日本資本主義論争史』65頁参照）や平野義太郎（『国家の機構と民主的変革』第Ⅱ部第1編143頁以下、とくに172頁）にもみとめられるし、安部博純『日本ファシズム研究序説』第1篇でも展開されている。また絶対主義の国家形態、階級的性格については、下山三郎『明治維新研究史論』第3章215頁以下参照。尚、国家権力の規定については、田口前掲論文31頁および40頁参照。
- (10) 山崎隆三前掲「序説」50頁。中村政則前掲論文および「近代天皇制国家の確立」（鈴木正幸との共同執筆『大系日本国家史 5 近代Ⅱ』5頁）。芝原拓自「近代天皇制論」（『岩波講座日本歴史 15 近代2』350頁）。守屋典郎『日本資本主義小史上』154～155頁。遠山茂樹「天皇制と日本帝国主義」（『歴史評論』300号、1975年4月号、175頁）。尚、遠山の場合、永原慶二共同論文「時代区分論」（『岩波講座日本歴史別巻1』220頁）で、絶対主義権力からブルジョア権力への転化としている。藤原彰

「天皇制における天皇の地位」（『現代と思想』15号34頁）。藤井松一「戦争とファシズム、期の天皇制」（後藤靖編『天皇制と民衆』186頁）。鈴木正幸「最近の近代天皇制国家論の整理と提言」（『歴史評論』332号, 1977年12月号, 58頁）。犬丸義一「戦前日本の国家権力と天皇制」（『歴史評論』245号, 1970年12月号, 18頁）。後藤靖「近代天皇制論」（『講座日本史』9巻, 224頁）。星埜悖『社会構成体移行論序説』172頁。

- (11) 「民主的日本の建設」（『野坂参三選集 戦時篇』454頁）。
- (12) 鈴木正幸「近代天皇制国家論試論」（『歴史評論』324号, 1977年4月号, 84頁）。
- (13) 同上 86頁。
- (14) 同上 90～91頁。
- (15) 山口正之「資本主義の発展と天皇制イデオロギー」（『現代と思想』15号57頁）。
- (16) 守屋典郎「天皇制はタテマエであるか」（『歴史評論』327号, 1977年7月号, 41頁）。
- (17) 藤原彰前掲論文 34頁。
- (18) 遠山茂樹前掲論文 175頁。
- (19) 井上清も『天皇の戦争責任』で、天皇は「政府や軍部その他の国家機関を通じて統治するだけでなく、あるばあいには、詔勅を発することによって、直接に国民に指示し、国家を統治することもある。天皇は、その内容について十分に検討したうえで署名、捺印し、発布している」と述べている（47～48頁）。尚、井上とチャールズ・デヴィッド・ツェルダン教授（ケンブリッジ大）との間における批判と反論、いわゆる井上・ツェルダン論争もこの点興味深い（松井章一「現代反動イデオロギー批判」／『歴史評論』332号頁1977年12月号参照）。
- (20) 山田盛太郎『日本資本主義分析』160頁。
- (21) ここでは、とりあえず、小山弘健編『日本資本主義論争史』下巻第4章参照。
- (22) 中村政則「現代民主主義と歴史学」（『講座日本史』10巻37頁）。
- (23) 「鈴木報告討論要旨」での発言（『歴史評論』332号, 1977年12月号71頁）。
- (24) 「宗派的傾向をすて民主的権利擁護へ」（1936年『テーゼ集』230頁）。
- (25) 『テーゼ集』82頁。
- (26) 山崎隆三は、この点について、「資本主義の発達にともなって、もしもこのような国家機能のブルジョア化のみでなく、さらに統治形態の変革——ブルジョア民主主義的政治制度が実現すべきであるというのであれば、それは階級闘争なしのブルジョア革命ということになる。絶対主義的統治機構の変革は、『上からの革命』によってではなくて、下からの民主主義運動によってはじめて実現されうるものと考えらるべきである」（前掲『上からのブルジョア革命』論について」42頁）と述べている。
- (27) 中村政則前掲「序説近代天皇制国家論」36頁および59頁。
- (28) 鈴木正幸前掲「最近の近代天皇制国家論の整理と提言」57～58頁。

